

～飼料用作物の自給による経営の安定化に向けた荒廃農地の活用～

茨城県常陸大宮市 外

中間農業地域

取組主体：農地所有適格法人（認定農業者）

取組開始時期：平成23年度～

解消面積：8.11ha(平成29年3月時点)

導入作物：飼料用トウモロコシ

1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体は、茨城県常陸大宮市に本社を置く農地所有適格法人で、自社農場で生まれた子牛を肥育農場で肉牛として出荷するまで育てる一貫生産を行っている。

平成21年度より経営規模の拡大を進めてきたが、平成22年度から配合飼料価格が著しく高騰してきたため、飼料の自給率を高める必要が生じた。

そこで、飼料用作物の作付地確保に向けて、荒廃農地の再生利用に取り組むこととなった。



2. 取組内容

上記の取組を行う中で、農業委員会と連携し作付地の検討を進めた結果、3市において荒廃農地(8.11ha)を確保し再生利用することとなった(常陸大宮市:0.38ha、常陸太田市:2.95ha、水戸市:4.78ha)。

農地の再生にあたっては耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、草刈り・抜根等の再生作業、土壌改良及び営農定着を行った。

再生後は、飼料用トウモロコシを作付けすることで飼料の自給確保が可能となり経営規模の拡大を進めることができた。

3. 今後の課題・予定など

現在の飼料作物の自給率は約10%(今後は20～30%を目標)であり、併せて自給堆肥の活用を図っている。

また、自給飼料の活用によって牛の嗜好性が向上し乳量の増加にも効果があった。

なお、飼料の自給を進める中で、飼料用作物の作付地確保が課題となっている。

荒廃農地の活用に関して、有害鳥獣対策や大型機械の搬入のための道路整備などの課題はあるものの、農業従事者の高齢化に伴う面的集積の協力が得やすいという点で、飼料用作物の作付地確保には有効である。

したがって、今後も補助事業等を活用し、荒廃農地の再生利用を進め、飼料用作物の作付地確保と経営の安定化を図っていく予定である。

4. 活用した補助事業等

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容：H23～28年度、8.11ha、再生作業、土壌改良、営農定着)



再生前



再生後